

## 仕 様 書

### 1. 件名

スクリーン調達及び設置業務一式

### 2. 調達の仕様及び作業内容

独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「PMDA」という。）の会議室4部屋に1台ずつ設置した天井のスクリーン用ボックス内に、ボルト固定された既存の電動スクリーン※を取り外し、同じ場所に新たに手動スクリーンを設置する。取り外した電動スクリーンは落札者にて処分する。

※現状、躯体コンクリートから吊りボルトを下ろし、スクリーン用ボックスを設置しており、スクリーン本体はスクリーン用ボックス内で直接ビス止めをしている。

(1) 品名、台数、仕様は以下のとおりとし、参考規格品と同等以上とする。

品名：手動スクリーン

台数：4台

仕様： ・マスクなしであること

- ・スクリーン生地が2132mm×2100mm程度であること
- ・各会議室の既存の天井スクリーン用ボックス内に取り付け可能であること
- ・天井スクリーン用ボックスの吊りボルト位置変更、数変更などが不要であること
- ・フック棒を使って手動でスクリーンを引き出せること
- ・手動スクリーンを引き出す長さを調整できること（手を離れた位置で止まる等）
- ・フック棒を調達に含めること

参考規格品：SMT-100VN-1

(2) 5. 納入場所のとおり、各会議室に1台、天井の既存スクリーン用ボックス内に設置すること。

(3) 環境への負荷を軽減するため、「国等による環境物品の調達等に関する法律（通称：グリーン購入法）」で定められた「国等が重点的に調達を推進すべき特定調達物品及びその判断の基準等」の上記物品に関係する判断基準に可能な限り適合している製品であること。

(4) スクリーンについて、導入時に取扱説明を実施すること。また、メーカーホームページ等で説明書を公開している場合は、PDF データを提供すること。

### 3. 納入期限

納入期限は以下のとおりとする。なお、期限にかかわらず、早期に納入及び実施されることが望ましい。

- (1) スクリーン一式の納入・設置：令和6年3月15日（金）まで  
スケジュールは以下を予定している。

		1月	2月	3月
①	ビル指定業者の実施準備		■	
②	ビル指定業者の工事（電動スクリーンの電源ケーブル撤去）			◆
③	★本調達落札者による以下作業 ・天井スクリーン用ボックス内の既存の電動スクリーンの取り外し ・手動スクリーンを既存の天井スクリーン用ボックス内に設置 ・既存プロジェクターの映写調整（映写サイズ・ピント等を調整） ・取り外した電動スクリーン（ケーブル等の付属品を含む）の処分			◆

★については、本調達の落札者が実施することとする。

②③については、PMDA の営業日（平日）10時から20時まで及びPMDA の休業日（土日祝日）のうち、PMDA の指定する日時に行うこと。

ただし、騒音が発生する工事については、PMDA の休業日に行うこと。

なお、②③にかかるビル指定業者及び本調達落札者の合計作業時間については、4部屋につき1日間を目安に作業する想定としているが、ビル指定業者のスケジュールを踏まえ、変更の可能性があることに留意すること。実際の作業日時、作業日数はPMDA の指定によること。

### 4. 納入方法

- (1) 搬入・設置・撤去作業は、PMDA の指定する時間に行うこと。
- (2) 搬入・設置・撤去にあたっては、PMDA 及び建物管理者の指示に従うこと。また、十分な注意を払い、台車等で搬入及び残材撤去すること（パレットでの搬入及び撤去は禁止とする）。
- (3) 搬入・撤去に係る作業は新霞が関ビルの貨物用エレベーターを使用すること。
- (4) 搬入に際し必要となる当ビルへの作業許可書の提出を事前に行うこと。
- (5) 搬入経路の床壁等には十分な養生を行い作業すること。
- (6) 設置その他作業において発生したごみは、受託者の責任において回収し持ち帰ること。

と。

(7) 詳細については PMDA と事前に打合せをすること。

## 5. 納入場所

独立行政法人医薬品医療機器総合機構

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

会議室 6 (6 階)、会議室 7 (6 階)、会議室 26 (14 階)、会議室 27 (14 階)

## 6. 入札参加要件

(1) 応札 3 日前 (土日祝日を除く) までに来訪のうえ、各会議室の天井の既存スクリーン用ボックス (実物) を確認し、想定しているスクリーンが本仕様書のとおり設置可能であることを確認すること (会議室使用予約が入っていない時間のみ案内可能)。

来訪可能な時間が限られるため、来訪の 3 日前 (土日祝日を除く) までに「8. 本件に関する照会先」の担当者あてにメールで連絡すること。

来訪日連絡期限：令和 6 年 2 月 7 日 (水) 厳守

(2) 参考規格品以外を納品する場合は、応札 3 日前 (土日祝日を除く) までに「8. 本件に関する照会先」の担当者あてに同等品申請書 (別紙) をメールで提出し、審査を通過した場合のみ応札可能とする。なお、メールによる提出が困難な場合に限り、郵送の提出を認める。

同等品申請書提出期限：令和 6 年 2 月 13 日 (火) 厳守 ※郵送の場合必着とする

## 7. その他

(1) 納品後、契約不適合を発見した際には、直ちに良品と交換すること。

(2) 納品物の数量及び規格が発注内容と異なる場合は、直ちに発注内容と同様の物を再納品すること。

(3) 新霞が関ビル駐車場を利用する場合の条件としては以下のとおり。

① 大型自動車 (車高 2.5m 超の車) で納品する場合

- ・ 新霞が関ビル 1 階 (高速側 (六本木通り側)) の大型車駐車スペースに止めることが可能。その際には、新霞が関ビル管理事務所の許可が必要となるため、PMDA が提供する様式に日時、車両番号、車高、使用業者名等を記入し、事前 (土日祝日を除いた数日前) に提出すること。

② それ以外の自動車 (車高 2.5m 以下の車) で納品する場合

- ・ 新霞が関ビル地下 1 階の屋内駐車場に止めることが可能
- ・ 駐車料金は 30 分単位で 300 円ずつ加算
- ・ 地下 1 階駐車場の空いたスペースに車を止め、荷下ろし
- ・ 貨物用エレベーターを利用

(4) 納品物が正常に動作するために必要な接続機器及び付属品費用、機器の納入費用、設

置調整費用、その他購入部品の納入・設置に関する全ての費用を含むこと。

- (5) 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、落札者はPMDA担当者と十分協議の上その指示に従うこととする。

8. 本件に関する照会先

東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル 10 階

審査マネジメント部審査企画課 松浦 琴

TEL : 03-3506-9438

e-mail : matsuura-koto●pmda.go.jp

※ ●は@に置き換えてください。

別紙 同等品申請書

申請品番	申請メーカー	定価 (税抜)	数量	カタログ (別紙添付)	申請品寸法	申請品写真 (別紙添付)	基準品との相違点 (詳細に記入すること)